

令和7年3月21日

鹿児島大学教職員組合中央執行委員長 殿

国立大学法人鹿児島大学長

佐野 輝



2024年12月25日付け団体交渉の申し入れについて（回答）

## I. 団体交渉の位置づけについて

学長の出席を最優先とすると日程調整が困難であるため、担当理事及び人事部門の関係者の出席を優先して日程調整させていただいております。

可能な限り学長が出席できる日程を設定していきますが、調整の結果、やむを得ず欠席する場合もございますのでその際はご了承ください。

## II. 要求事項

### 1. 学長候補者への質問状及び候補者の回答を掲載した組合ニュースの全学配信について

業務の委託をしなかった理由としましては、「大学事務（総務課）にとって全学配信自体は業務範囲外である点は理解する」と一定のご理解をいただいておりますとおり、組合活動は学長選考と直接関係がないため、業務を委託すること自体が業務の範囲外となります。大学事務としましては、勤務時間内に（業務の一環として）組合活動を行うことは適当ではないと考えております。

また、学長選考は、中立性・公正性の担保が求められており、「公開質問状に対し、学長候補適任者が全員回答し、それを全て掲載している」としても、各学長候補適任者に対して偏重のない質問となっている（特定の候補者のみ回答しやすい質問となっている等）かの判断が非常に困難であるため、大学事務（総務課）におきましても、学長選考の中立性・公正性の観点から、業務の委託は行いませんでした。

以上より、学長候補適任者意向投票における組合ニュースにつきまして、今後も大学事務（総務課）から全学配信する予定及び配信業務を委託する予定はありません。

## 2. 教職員の業務量の現状把握と全体的見直しについて

### A) 業務量全体の削減へ向けた対応

業務量の削減・効率化等については、令和5年度に鹿児島大学全学事務組織再編検討WGを設置し、当該WGの下、全学的に検討を行っているところです。

令和5年度においては、同WGを構成する業務効率化等検討サブWGにより、業務の効率化に向けた業務調査を全学的に行ったうえで、業務の抜本的な見直しや削減・効率化の検討を行いました。検討の結果、同WGにより削減又は効率化が決定された事項については、該当部署により順次対応を行っているところです。令和6年度においても、電子決裁システム、電子申請システム、旅費システム等の新システム導入による業務効率化と併せて、部局で実施している業務を事務局へ集約化することによる業務効率化等について、引き続き検討を行っています。

また、上記の検討と並行して、同WGを構成する部局等事務組織再編検討サブWGにおいては、部局事務組織を再編統合し、業務を専門的・集中的に遂行する事務体制を構築することによる業務効率化を検討しています。

業務の抜本的な見直しや事務組織の再編等を実行するためには、学内の教職員・学生等のご理解が必要であることから、今後も業務効率化に関してご協力をお願いいたします。

なお、事務系職員については、各部局の毎月の超過勤務時間数を把握し、管理職に対して、健康管理への配慮及び特定の職員に業務が集中することのないよう、業務遂行上の管理監督を徹底するよう要請しています。

### B) 出張手続き等の提出書類の大幅な削減と合理化

出張の証拠書類提出については、文部科学省からの平成29年3月24日付け事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」（別添1）に沿った取扱いとしており、各担当者に対し過剰な証拠書類の提出を求めることのないよう「出張手続マニュアル」及び「旅行命令手続マニュアル」の中でその旨を示しております。もし、この取扱いの通りになされていない事例がありましたら、連絡いただければ、確認・改善等を行うようにします。

なお、旅費法の改正により実費支給へと変更となる可能性や、令和8年10月以降に新たな出張旅費システム及びチケット手配システムが導入される予定であることも踏まえ、提出書類については、今後見直し検討を行う予定です。

## 3. 科研費応募の自由、および非応募者のプライバシーへの配慮について

### A) 科研費応募の自由

### B) 科研費非応募者のプライバシーへの配慮について

本学の令和7年度運営費交付金は、文部科学省が実施する「成果を中心とする実績状況に基づく配分」により、総額約1億200万円が減額査定されましたが、このうち科研費獲得額・件数等による減額は約1,300万円でした。査定に係る28大学からなるグル

ープ内の科研費関連項目における順位は、「獲得額・件数」が17位、「獲得額・件数の伸び率」が19位、「獲得額・件数の伸び幅」が18位となっています。

これまで、これらの状況を打開するために、科研費原則応募方針を打ち出してきましたが、科研費の応募に対する意識の向上等、一定の成果が得られたと考えているため、令和8年度科研費から、科研費原則応募方針を改め、今後は、科研費の獲得件数及び獲得額の増加を図るため、研究費の獲得に向けて努力している研究者に対する支援の充実に注力していくこととします。

#### 4. 給与の適切な支給

##### A) 本学の年俸制に関する合理性のエビデンス

年俸制導入による効果につきましては、様々な観点から検証を行い、検証結果をお示しする予定です。また、検証結果に加え、これまでいただいているご意見も踏まえ、制度の見直しに繋げる予定です。

なお、令和6年人事院勧告のうち令和7年度適用分（いわゆる給与制度のアップデート）により、教授については昇給区分Cでは昇給しないなどの改定が行われました。このことを受け、新年俸制適用教員については、昇給のタイミングが月給制の教員よりも少ないため、業績評価により昇給できる可能性を拡げるため、年俸制導入による人件費抑制効果の一部を原資として、上位の昇給区分の割合を月給制よりもそれぞれ5%ずつ高く設定する予定です。

また、昇給対象者数が少ないことによる懸念点（比較的少数の昇給対象者の中で業績評価が行われる）については、現在学系単位で行っている評価の母体を例えば学域単位で行うなど、改善を図る予定です。

##### B) 大学院手当（本給の調整数）の改善

「大学院手当」との記載がありましたが、本給の調整額は、入試手当などの回数や実績に応じて支給される手当と異なり、あくまで「本給」として支給されるものです。本給の調整額は、他の職員と比較して特殊性を有する場合に本給を調整するために設けられています。本給を基礎とする各種手当や退職手当の算定の基礎に含まれるものですので、その支給基準は法人化前の通達に則り取り扱っています。

なお、上記のとおり、手当ではなくあくまで「本給の一部」ですので、通勤手当や住居手当などのようにそれだけで一つの支給項目となるわけではありません。

また、前回の回答と重複しますが、日割り計算を行う場合などには、本給の調整額は本給月額と合算して計算されるため、1円未満の端数処理の関係で、本給の調整額分の金額を明確に示せないことがありますので、実務上、分けて記載することはできません。

<例>本給月額 233,100 円、本給の調整額 10,500 円で、所定勤務日が22日の月に10日分の日割りを行う場合

①実際の計算

$(233,100 \text{ 円} + 10,500 \text{ 円}) \times 10 \text{ 日} \div 22 \text{ 日} \doteq 110,727 \text{ 円}$  (1 円未満切捨て)

②仮に分けて計算するとした場合

$233,100 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} \div 22 \text{ 日} \doteq 105,954 \text{ 円}$  (1 円未満切捨て)

$10,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} \div 22 \text{ 日} \doteq 4,772 \text{ 円}$  (1 円未満切捨て)

計 110,726 円 (①の計算と 1 円合わない)

C) 本学で旅費支給額の増額を可能とする仕組みをつくること

まず、前回の組合交渉において要望のあった旅費支給額の増額については、国内宿泊料定額の 1.5 倍(海外は 2 倍)を上限とした宿泊費の実費支給を制度化し、令和 6 年 8 月から運用を開始したところです。これは令和 7 年 4 月に予定されている国家公務員等旅費法の改正・施行に先立ち、物価高騰による宿泊費の上昇に対応する取り組みとして本学規則を改正したものであり、公務における必要な実費の弁償という旅費制度の趣旨を踏まえた措置となっています。

この運用では宿泊料定額の上限を示していますが、宿泊する地域によって宿泊費の相場が異なっていることは今回の要求事項でも言及されているとおりであり、改正旅費法でも地域ごとに細かく宿泊料上限額が示され、上限付き実費支給となる予定です。日当の取り扱いなど他の項目も含め改正旅費法の内容を参考に本学でも旅費規則の改正を進めており、業務が煩雑にならない範囲において引き続き旅行者の自己負担を減らすための合理的な仕組みを構築するよう検討します。

なお、規則改正と並行して、旅行命令から旅費支給までの業務効率化を踏まえ、旅行者及び事務担当者双方の負担軽減及び不正防止対策を盛り込んだ新旅費システムの整備に着手しています。自己負担を少なくし安心して出張できるよう、システム面でのサポートも進めているところです。

提出資料)

- ・宿泊料の増額支給について (R6.7.22 通知) (別紙 2)
- ・鹿児島大学旅費支給実務指針 (R6.8.1 改正) (別紙 3)
- ・宿泊料の増額支給について (教職員向けパンフレット) (別紙 4)

5. 教員の昇任人事に係る判断根拠の明確化・透明化について

A) 教員の昇任制度の見直し及び、昇任基準の透明化・明確化について

昇任については、鹿児島大学における新年俸制に関する Q & A (2020 年 2 月 14 日)において、「教員選考は原則公募とするが、個別人事案件申請により内部からの昇任選考を行う合理的な理由があると認められる場合(昇任基準を明らかに上回る極めて高い研究業績や教育実績を有する候補者が既にいるなど)に限り、内部からの昇任選考を行うことができる。」と規定されています。

学系によって求められる業績等が違うことから、全学的に統一した基準等はありませんが、SciVal 等で研究業績を確認し、客観的に各部局において規定されている職階毎の基準を大きく上回る極めて高い業績等を有している場合は昇任を認めています。

B) 学系長以上の女性管理職（特に常任理事職）登用に係る今度の見通し・対応について

令和 6 年 10 月 1 日時点での管理職（理事及び副学長）に占める女性割合は 33%となっており、行動計画に記された数値は達成しています。令和 4 年 4 月から教育研究評議会の評議員に「学長が指名する女性の学長補佐」を新設したことで、女性の評議員数は 2 名から 4 名と増えています。女性が大学の意思決定機関の審議過程を経験することで、女性教員の次期幹部候補育成にも繋がっていると考えています。

今後については、大学をより活性化するためには、女性の上位職、意思決定機関への女性の参画等は重要なため、男女共同参画推進センターが中心に実施している取組を推進していきたいと考えています。

C) 人事院勧告に伴う人件費等の確認について

令和 7 年度以降の職階ポイントについては以下の表のとおりです。なお、令和 6 年 9 月 10 日付けで各学系長へ通知しております。

職階ポイントの上昇については、例えば後任補充を下位の職階で行ったり、若手教員を積極的に採用するなど、各学系において上限ポイントの範囲内で教員人事を進めていただいているところです。

令和 2 年 4 月 1 日以降に年俸制の適用を受けた教員についても、他の職員と同様に給与改定が適用されています。

なお、過半数代表者説明会等でもご説明していますが、令和 6 年度までは財源のやりくりにより対応することができましたが、令和 7 年度以降も同程度の賃上げが続く場合には、財源確保の問題で、対応が困難になる可能性もあります。

| 所属     | 職階     | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 |
|--------|--------|---------|---------|---------|
| 法文学系   | 教授     | 1.22    | 1.24    | 1.26    |
|        | 准教授・講師 | 0.98    | 1.00    | 1.02    |
|        | 助教（助手） | 0.70    | 0.72    | 0.74    |
| 臨床心理学系 | 教授     | 1.21    | 1.23    | 1.25    |
|        | 准教授・講師 | 0.96    | 0.98    | 1.00    |
|        | 助教（助手） | 0.79    | 0.81    | 0.83    |
| 教育学系   | 教授     | 1.20    | 1.22    | 1.24    |
|        | 准教授・講師 | 0.98    | 1.00    | 1.02    |
|        | 助教（助手） | 0.68    | 0.70    | 0.72    |

|                       |        |      |      |      |
|-----------------------|--------|------|------|------|
| 理学系                   | 教授     | 1.26 | 1.28 | 1.30 |
|                       | 准教授・講師 | 1.03 | 1.05 | 1.07 |
|                       | 助教（助手） | 0.80 | 0.82 | 0.84 |
| 工学系                   | 教授     | 1.22 | 1.24 | 1.26 |
|                       | 准教授・講師 | 1.04 | 1.06 | 1.08 |
|                       | 助教（助手） | 0.81 | 0.83 | 0.85 |
| 医学系<br>（医学部）          | 教授     | 1.17 | 1.19 | 1.21 |
|                       | 准教授・講師 | 0.95 | 0.97 | 0.99 |
|                       | 助教（助手） | 0.74 | 0.76 | 0.78 |
| 医学系・歯学系<br>（医歯学総合研究科） | 教授     | 1.23 | 1.25 | 1.27 |
|                       | 准教授・講師 | 0.97 | 0.99 | 1.01 |
|                       | 助教（助手） | 0.81 | 0.83 | 0.85 |
| 農学系                   | 教授     | 1.22 | 1.24 | 1.26 |
|                       | 准教授・講師 | 1.02 | 1.04 | 1.06 |
|                       | 助教（助手） | 0.80 | 0.82 | 0.84 |
| 水産学系                  | 教授     | 1.22 | 1.24 | 1.26 |
|                       | 准教授・講師 | 1.02 | 1.04 | 1.06 |
|                       | 助教（助手） | 0.84 | 0.86 | 0.88 |
| 獣医学系                  | 教授     | 1.27 | 1.29 | 1.31 |
|                       | 准教授・講師 | 1.02 | 1.04 | 1.06 |
|                       | 助教（助手） | 0.71 | 0.73 | 0.75 |
| 総合教育学系                | 教授     | 1.15 | 1.17 | 1.19 |
|                       | 准教授・講師 | 0.92 | 0.94 | 0.96 |
|                       | 助教（助手） | 0.77 | 0.79 | 0.81 |

#### D) 運営費交付金の増額に向けた文部科学省への働きかけについて

正会員として全国82の国立大学法人が所属する一般社団法人国立大学協会にて、「国立大学協会声明」（別紙5）を発信し、国立大学を取り巻く財務状況の悪化等の声明を公表しています。

また、「令和7年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正等について（要望）」（別紙6）や「国公立大学振興議員連盟総会」（別紙7）でも運営費交付金の拡充等を要望しています。

#### 6. 有期雇用職員の雇用対応について

無期転換を行う場合の条件として、本学非常勤職員就業規則第6条の2第1項に「当該職員が定年等により退職するまでの間の雇用経費が確保でき」と規定されておりますが、

雇用経費の確保についてどのような場合が認められるのか等、部局からも意見がきておりますので、この規定の解釈について改めて整理をしたうえで、明確にしたいと思います。

また、無期転換ルールの整備と周知については、全ての特任職員が無期雇用となることができるよう国立大学法人鹿児島大学特任職員就業規則を一部改正（令和6年8月1日施行）したことに加えて、令和6年8月9日付け学長通知「非常勤職員及び特任職員の期間の定めのない雇用における審査方法等の制定及び周知について」にて、各部局へ審査方法等の制定及びその制度の周知について依頼しました。令和7年2月19日現在、新たに2部局が新規制定され、その他多くの部局が検討中となっています。

#### 7. 事務職員の「1年単位の変形労働時間制」への変更の見直しについて

今回、事務系職員に対して1年単位の変形労働時間制を試行的に導入する目的は、年間を通した超過勤務を含む総労働時間の削減とメリハリのある働き方及びライフワークバランスの充実に資するためです。また、試行導入は、30分短い勤務時間の中でどのように効率的に業務を行うか各職員が考えていただくきっかけにもなると考え、その結果として総労働時間の削減につなげることを目指しております。

また、令和5年1月に結成された「第7回事務職員業務効率化等検討WG」において、令和3年度は301名分、令和4年度は307名分の事務職員の年度内の勤務状況を把握し、部課レベルで繁忙期も把握した上で解析を行いました。その中で、部署ごとの繁忙期が異なることについても承知していますが、過去の勤務データによれば、多くの部署の8月の総労働時間数が他の月より少なく、3月は多い傾向にあることから、今回の制度導入による繁忙期に応じた所定労働時間の設定と「8月＝本学のローシーズン」とする意識付けによって、総労働時間削減について一定の効果は得られる可能性があると考えています。加えて、この意識付けをより効果的とするため、先行して令和7年度より夏季休業取得にかかる特別休暇を一日増やし、9日間の連続した休暇が取得できるようその取扱いをすでに改正（学長裁定・令和6年12月13日）いたしました。

さらに、導入にあたっては、全事務職員に本制度に関する疑問点や懸念事項等を照会した上で、全ての質問に対するQ&Aを作成し、適宜更新して周知を行っております。

なお、本制度については、労使協定を締結することにより法的に導入が認められていること、1年間の総労働時間数は変わらないこと、また、育児や介護等を行う者については申出により適用対象外となれるよう制度を設けていることから、不利益変更には当たらないと考えてます。

#### 8. 学内のスペース管理の不具合の改善について

全学共用スペースについては、「国立大学法人鹿児島大学施設等の有効利用に関する規則」（平成28年1月28日）及び「国立大学法人鹿児島大学全学共用スペースの運用等に関する要項」（平成28年1月28日）に基づき、運用しています。

これらの規則等は、平成26年度から平成27年度にかけて、全学的な委員会である施

設マネジメント委員会での審議（計7回）等を重ね、決定されたものです。

全学共用スペースは、学部等の枠を超えて、利用者を固定することなく、弾力的・流動的に利用するスペースとして確保されたものであり、毎年度公募し、プロジェクトスペース、狹隘対策スペース又は施設の大規模改修等のバッファスペース等として、使用されています。

令和7年2月現在、郡元、下荒田、桜ヶ丘キャンパスにあります。桜ヶ丘キャンパスの一部（旧 RI 実験施設の特殊な室等）を除き、満室であり、有効活用されています。

使用料については、以下のとおり定められ、全学共用スペースの空調等の設備、内装等の修繕・更新等の維持管理に充てており、スペースの質を保つために必要な費用ですのでご理解ください。

| 運用区分               | 使用料（円/㎡・年） | 備考             |
|--------------------|------------|----------------|
| プロジェクトスペース         | 5,000      |                |
| 狹隘対策スペース           | 5,000      | ただし、1年間は無償とする。 |
| 施設の大規模改修等のバッファスペース | 無償         |                |
| 学長が必要と認めたスペース      | 学長が定める     |                |

## 9. 学内での教材等作成に関する著作権及び労働量に係る改善

著作権法について確認を行いました。学内規定整備にあたっては、職務著作物か個人著作物かなどのルール化、疑義が生じた場合の裁定が必要となります。ところが、著作権に係る問題は、申告があってから初めて多様なケースが表面化してくることが一般的であり、それを事前に学内規定で一律にルール化しておくことは困難であることが想定されます。実際、他大学で職務著作物に関する規定を整備しているのは調べた限りでは東京大学ぐらいであり、その規定の文言も著作権法の文言をそのまま持ってきているような内容となっていました。更に、東京大学に確認したところ、今回のような出版図書等については想定しておらず、特許が発生するような高額な著作物を想定しているとのことでした。以上のことから出版図書等に係る職務著作に関する学内規定の整備は困難であると考えております。

よって、このような事案の再発を防止するためには、本学構成員の著作権に関する意識・理解の向上が不可欠であると考えました。具体的には、著作権法に基づき、著作物、著作者、著作権者の権利などの基本的な内容について説明し、大学等における著作権に関する注意点を解説した動画を作成し、令和6年12月20日に学内全構成員を対象に視聴を促したところです。なお、動画の掲載は5年間を予定しており、新規採用教職員への研修教材としても活用可能な内容となっているところです。

この取組にて、本学構成員の著作権に関する意識・理解が深まることにより、今回のような事案の再発を今後防止できると考えているところです。

【参考：著作権研修の学内構成員への通知文書】

----- ご案内 -----

各部署教職員 各位

共通教育センターFD委員会

委員長 大野克彦

### 令和6年度共通教育センターFD講演会のお知らせ

共通教育センターでは、例年「共通教育FD講演会」を対面とオンラインのハイブリッドで開催しておりますが、今年度は諸般の事情により、著作権をテーマとする動画をオンデマンドで視聴する形式で実施いたします。

動画の掲載は5年間で予定しており、本学の教職員であればどなたでもご覧になることができます。また、新規採用教職員への研修教材としてもご活用いただけます。

各部署におかれては、所属教職員の皆様にご案内いただきますようお願いいたします。

ご視聴後は、お手数ですが、下記の forms へアクセスし、アンケートにご協力いただけますと幸いです。

### 記

動画題目 著作権について

掲載場所 <https://youtu.be/rbALwQJbGbo> ※学内教職員限定

講師 澤田佳代 氏（本学 学生部長）

実施期間 令和6年12月20日（金）～令和7年3月24日（月）

### 概要

著作権法に基づき、著作物、著作者、著作権者の権利などの基本的な内容について説明します。

また、著作権法は、適切な権利保護によって、創作の促進を図るとともに、権利の制限によって、公正な利用を確保することで、文化の発展に寄与することを目的としています。

著作権者の権利の制限の一つである、学校その他の教育機関における複製等（著作権法第35条）について、解説します。

### <アンケート提出先>

<https://forms.office.com/r/QnNBNFAhTT>

### <事務連絡先>

共通教育課共通教育係 内線：3454 E-mail: [kyoutuuk@kuas.kagoshima-u.ac.jp](mailto:kyoutuuk@kuas.kagoshima-u.ac.jp)

### 10. 子連れ出張に対する支援体制について

「子の出張帯同支援制度実施要項（案）」を作成し、現在関係部署間で調整中であり、

大学運営会議等の審議を経て、令和7年度からの運用を目指しております。

11. 九州大学出版会への加盟復帰について

前回の回答と重複しますが、九州大学出版会については、2009年度から加盟大学は年会費を支払うこととなり、その際に役員等会議（現在の大学運営会議）で加盟について審議した結果、退会することが了承された経緯がございます。

また、加盟復帰した場合、入会金 30 万円及び年会費 30 万円を支払う必要がありますが、財源の問題があること、本学が退会する前の本学教員による出版書籍数や加盟復帰を希望している具体的人数も不明なこと、提出のあった資料からも本学にとってどの程度メリットがあるのが不明瞭であることから、現時点で加盟復帰は考えておりません。